

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月二十三日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第三十七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
様式第18号（第25条の 5 関係） 期末手当・勤勉手当支給一時差止処分書 （略） 第18条の3第1項 職員の給与に関する条例(昭和26年広島県条例第22号) 第18条の4第5項 の規定に基づき、 第 21 条 第 8 項 期末手当・勤勉手当の支給を一時差し止める。 なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1） に対し審査請求をすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に （2） に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に広島県を被告として（被告を代表する者は （3） ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 備考 1 （略） 2 （略）	様式第18号（第25条の 5 条関係） 期末手当・勤勉手当支給一時差止処分書 （略） 第18条の3第1項 職員の給与に関する条例(昭和26年広島県条例第22号) 第18条の4第5項 の規定に基づき、 第 21 条 第 8 項 期末手当・勤勉手当の支給を一時差し止める。 なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に （1） に対し審査請求をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に（2） に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に広島県を被告として（被告を代表する者は （3） ）提起することができる（なお、この処分書を受けた日から6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日から6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 備考 1 （略） 2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この人事委員会規則の施行の際現に交付されているこの人事委員会規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この人事委員会規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この人事委員会規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。